

令和7年度集団指導

運営指導において改善を求めた主な事項

桑名市 介護予防支援室

目次

- 指導の概況
- 昨年度より努力義務化された事項
- 運営・処遇に関する事項
- 報酬に関する事項

指導の概況

指導の概況

| | R4 | R5 | R6 |
|----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1位 | 内容及び手続の説明 及び同意 | 報酬算定 | 内容及び手続の説明 及び同意 |
| 2位 | 計画の作成等 | 内容及び手続の説明 及び同意 | 虐待の防止 |
| 3位 | 報酬算定 | 計画の作成等 | 衛生管理等 |
| 4位 | 勤務体制の確保等 | 勤務体制の確保等 | 勤務体制の確保等 |
| 5位 | 秘密保持 | 非常災害対策 | 業務継続計画の策定等 |

昨年度から努力義務化された事項

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 (令和9年3月31日まで努力義務)

【委員会について】

- ・管理者やケア等を行う幅広い職種で構成が望ましい
- ・開催する頻度は、各事業所の状況を踏まえ適切に判断
(委員会の開催が形骸化しないよう留意)
- ・他の事業運営に関する会議との一体的な設置・運営も可能
- ・事業所ごとの実施が求められるが、他のサービス事業者との連携による実施も可能

【実施内容等の参考先】

「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン(厚労省)」

運営・処遇に関する事項

衛生管理において特に指摘が多かった事項

① 委員会の未開催・回数不足

(その他)開催記録を残すこと、話し合った内容を従業者へ周知

② 研修・訓練の未実施

(その他)実施記録を残すこと

③ 指針内容の不足

(必要な記載内容)

○平常時 環境整備や汚物の処理、手洗い、標準的な予防策 等

○発生時 感染状況の把握、拡大防止策、連絡体制 等

業務継続計画において特に指摘が多かった事項

① 研修・訓練の未実施

(その他)実施記録を残すこと

② 計画の未策定

【今年度注意点】

業務継続計画未策定減算

(～R7.3.31)先ほどの衛生管理の指針、非常災害対策計画があれば適用外

(R7.4.1～)業務継続計画が(感染症・非常災害どちらか一方でも)未策定であれば減算適用

虐待防止において特に指摘が多かった事項

- ① 指針内容の不備
- ② 委員会の未開催
- ③ 研修の未実施

【身体的拘束等の禁止(上記の①～③のほかに)】

(例外)生命又は身体を保護するため

「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たす緊急やむを得ないもの

(記録内容)

「その態様」「時間」「その際の利用者の心身の状況」「緊急やむを得ない理由」

勤務体制の確保において特に指摘が多かった事項

① 勤務表における記載内容の不備

事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、

管理者を含めた従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を記載

② 職員研修の実施

- ・ 資質向上のための研修の機会の確保
- ・ 無資格者の認知症介護基礎研修の義務化

報酬に関する事項

< 特定事業所加算・サービス提供体制強化加算の例 >

要件を満たしていない

◆ 従業者ごとの個別具体的な研修計画が未策定(居宅)

◆ 介護福祉士の占める割合の算定期期の誤り(地密通所介護)

報酬告示・留意事項通知
を再確認

要件を確実に満たせる
記録様式やフローを作る

<人員欠如減算・特定事業所集中減算の例>

適切に減算していない

◆必要な人員を満たしていない(地密通所介護)

◆訪問介護サービス等において同一の法人への紹介件数が80%を超えている(居宅)

減算に該当しないか
事前調整・事後確認

発生しそうな場合は
保険者に相談

基本的事項

- ◆ 根拠となる記録がない請求
- ◆ 要件を満たしていることが確認できない加算
- ◆ 意図的に適用していないと判断される減算
- ◆ 再三の指導によっても改善されない・・・etc

報酬返還だけでなく、指定取消等の事由になります！

特定事業所加算（居宅介護）

要件を満たしていない

- ◆他事業所との共同事例検討会の計画が未策定
- ◆基準の遵守状況に関する所定の記録の未作成

算定要件について、告示・解釈通知を確認

特定事業所加算（居宅介護）

事例検討委員会等

- 毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めることが必要

記録の整備

- 所定の記録の未作成

個別機能訓練加算（Ⅰ）

要件を満たしていない

◆理学療法士等の配置人数を
満たしていない

◆個別機能訓練開始後3月ごと
1回以上の利用者宅の訪問、
担当する介護支援専門員に適
宜報告・相談がされていない

個別機能訓練の開始後、
定期的に利用者宅を訪
問し生活状況を確認
介護支援専門員に対しても
定期的に報告・相談

個別機能訓練加算（Ⅰ）

① 計画の作成・変更

- 機能訓練指導員等が利用者宅を訪問し、生活状況を確認したうえで共同で利用者ごとの計画を作成・変更

② 計画に基づく介護

- ①で作成した計画に基づき、機能訓練指導員が計画的に機能訓練を提供

③ 報告・評価

- 3月ごとに1回以上、利用者宅を訪問し生活状況確認、介護支援専門員等へ実施状況の報告相談、必要に応じ見直し①に戻る

お問い合わせに関するご協力をお願い

1

- お問い合わせ前にまずは関係規程等を確認

2

- 関係規程等から解決に至るかを判断

3

- 事業所の見解を示し保険者へ問い合わせ



ご清聴ありがとうございました

9月30日(火)までに

LoGoフォームにて集団指導出席確認票をご提出ください。

URL: <https://logoform.jp/f/m32lu>

